

ねこのて訪問看護ステーション個人情報保護規定

(基本理念)

第1条 規程の目的

法人 合同会社ねこのてが開設するねこのて訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）のすべての職員は、この「個人情報保護規程」および「個人情報の保護に関する法律」、「同施行令」、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき、契約者やその家族に関する個人情報を適切に取り扱い、利用者等から信頼される事業所であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。

第2条 守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、ステーションの従業者として、職務上知り得た個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。ステーション在職中はもとより、退職後も漏洩してはならない旨を雇用契約時の契約内容に締結する。

(用語の定義)

第3条 用語の定義

この規程で使う用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

契約者やその家族の個人を特定することができる情報のすべて。氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、既往症、診療・介護サービスの内容、検査結果、介護認定結果、それらに基づいてステーションの職員がなした判断、評価・観察等までをも含む。

(2) 訪問看護記録等

看護、介護の過程で利用者等の身体状況、症状、介護サービスについて作成または収集された書面等の一切。当ステーションで取り扱う代表的な記録としては以下のとおり。

「訪問看護計画書」「訪問看護記録」「訪問看護指示書」「居宅介護支援計画書の写し」「情報提供書」「介護調査票」「調整会議に伴う書類」「各委員会に伴う書類」など。

(3) 匿名化

個人情報の一部を削除または加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすること。匿名化された情報は個人情報としては扱われない。ただし、その情報を主として利用する者が、他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別できる場合には、未だ匿名化は不十分である。

(4) 職員

ステーションの業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。

ステーションと業務委託契約を締結する事業者から雇用されステーションから委託された業務に従事する者については、委託先事業者においてこの規程に準じた取り扱いを定め、管理するものとする。

(5) 開示

契約者やその家族に対して、これらの者がステーションの保有する契約者に関する情報を確認するために、請求に応じて情報の内容を書面で示すこと。書面として記録されている情報を開示する場合には、そのコピーを交付することとする。

(個人情報の取得)

第4条 利用目的の通知

ステーションは、契約者等から個人情報を取得する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、事前に契約者やその家族に通知しなくてはならない。

第5条 利用目的の取得及び更新

前項の手順に従い、特定した利用目的を後に変更する場合には、利用者等に利用目的の変更内容を通知し、同意のうえ署名を受けなければならない。ただし、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのないよう留意しなくてはならない。

(個人情報の取り扱いと保管)

第5条 紙媒体により保存されている訪問看護記録等

(1) 個人情報の保管については、所定の鍵付きの保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

(2) 訪問看護サービス等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の利用者等など部外者の目に触れないよう配慮しなくてはならない。

(3) 作成した記録等を、事後に修正する場合には、事前の記載が判別できるように二重線で抹消し、訂正箇所には訂正者印を押印するものとする。この方法によらずに訪問(看護・介護)記録等を書き改めた場合には、改竄したものとみなされることがあるので、十分留意するものとする。

(4) 管理者は、所管する訪問(看護・介護)記録等の事業所外持ち出しおよび返却に関して、日時、利用者等、持ち出しの目的等を記録することとする。

- (5) 法定保存年限（その完結の日から2年間）を経過した記録等を廃棄処分する場合には、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。
- (6) ステーションで保管中の記録等につき、安全かつ継続的な保管が困難な特別の事由が生じた場合には、管理者はその記録類の取り扱いについて、すみやかに当事業所を所管する荒尾市と協議するものとする。

第6条 電磁的に保存されている個人情報等

- (1) 個人情報等を電磁的媒体を用いて保存している場合は、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を経由しての情報漏出、外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。特に、職員以外の者が立ち入る場所またはその近くにおいてコンピュータ上の個人情報等を利用する際には、モニターに表示された画面を通じて利用者等の個人情報が外部の者の目に触れることのないよう留意しなくてはならない。
- (2) 電磁的媒体に格納された個人情報等は、機械的な故障等特別な事由により情報が滅失したり見読不能となることのないよう、適宜バックアップの措置を講じるものとする。また、バックアップファイルおよび記録媒体の取り扱い、保管は、責任者の管理のもとに厳重に取り扱うものとする。
- (3) コンピュータ内の個人情報等の全部または一部を、ステーション外での利用のために、他のコンピュータまたは記録媒体等に複写することは原則として禁止する。ただし、職務遂行上やむを得ない場合には、匿名化のもと行うことができるものとする。その場合において、複写した情報の利用が完了したときは、速やかに当該複写情報を記録媒体等から消去するものとする。
- (4) 電磁的手法により紙媒体に出力した場合には、紙媒体の記録等と同等に厳重な取り扱いをしなくてはならない。使用目的を終えた紙片は、裁断など、他の者が見読不可能な状態にして速やかに廃棄しなくてはならない。

（保険請求事務以外での個人情報等の利用）

第7条 目的外利用の禁止

ステーションは、法律の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、予め契約者やその家族の同意を得ないで第4条で特定した利用目的の範囲を越える個人情報を取り扱ってはならない。

第8条 記録等に含まれる情報を請求事務以外の場面で利用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化しなければならない。

（個人情報の第三者への提供）

第9条 利用者等の同意にもとづく第三者提供

利用者等の個人情報を第三者に提供する際には、第4条に基づいて予め通知している場合を除き、原則として同意を得なくてはならない。法令に基づく第三者提供であっても、第三者提供をするか否かをステーションが任意に判断し得る場合には、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

第10条 利用者等本人の同意を必要としない第三者提供

以下の場合には、個人情報の保護に関する法律第23条の規定により、契約者の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。

- (1) 法令上の届け出義務、報告義務等に基づく場合にも、できる限り第三者提供の事実を契約者に告知しておくことが望ましい。
- (2) 意識不明または判断能力に疑いがある契約者につき、病状等を家族、関係機関等に連絡、照会等をする場合。
- (3) 地域がん登録事業への情報提供等、関係機関への情報提供等、公衆衛生の向上のために必要性があり、かつ契約者の同意を取得することが困難な場合。
- (4) その他、法令に基づいて国、地方公共団体等の機関に協力するために個人情報の提供が必要であり、かつ契約者の同意を取得することにより、当該目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合。

（個人情報の本人への開示と訂正）

第11条 個人情報保護の理念に基づく開示請求

ステーションの契約者は、ステーションが保有する契約者の個人情報について、開示を請求することができる。

契約者等から契約者の個人情報の開示を求められた場合には、ステーションにおいて協議のうえ、開示請求に応じるか否かを決定し、開示請求を受けた時から原則として15日以内に、開示を拒む場合にはその理由も付して、請求者に回答するものとする。

契約者等からの個人情報の開示の求めが、以下の事由に該当すると判断された場合には、開示を拒むことができるものとする。

- (1) 契約者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) ステーションの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 開示することが法令に違反する場合

第12条 訪問(看護・介護)記録等の開示を求めうる者

ステーションの規程に基づいて記録等の開示を請求し得る者は、以下のとおりとする。

- (1) 契約者またはその家族
- (2) 契約者等の法定代理人
- (3) 記録等の開示請求をすることについて契約者またはその家族から委任を受けた代理人

第13条 内容の訂正・追加・削除請求

ステーションの契約者等が、ステーションの保有する契約者に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、訂正・追加・削除（以下「訂正等」という）を申し出ることができる。

ステーションは訂正等の請求を受けた際には、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けた時から原則として1ヶ月以内に請求者に対して回答するものとする。

第14条 記録等の訂正等を拒みうる場合

第13条の規程に基づく契約者等からの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、ステーションは訂正等を拒むことができるものとする。

- (1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- (2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- (4) 対象となる情報についてステーションには訂正等の権限がない場合

第15条 訂正等の方法

第13条および第14条の規程に基づいて記録等の訂正等をおこなう場合には、訂正前の記載が判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示するものとする。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記しておくものとする。

第16条 利用停止等の請求

契約者等が、ステーションが保有する契約者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、または消去（以下「利用停止等」という）を希望する場合は、その旨を申し出ることができる。

ステーションは、利用停止等の請求を受けた際にはステーションにて協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として1ヶ月以内に請求者に対して回答するものとする。

（苦情・相談等への対応）

第17条 苦情・相談等への対応

個人情報の取り扱い等に関する利用者等からの苦情・相談等は、「苦情対応に関する流れ」により対応するものとする。

第18条 外部の苦情・相談受付窓口の紹介

第17条により受け付けた利用者等からの苦情・相談等については、ステーションの指示に基づき、利用者等の意向を聞き、必要に応じて、行政の「相談窓口」等を紹介することとする。

8 附則

本規程は令和6年1月1日から施行する。